

◎ 法改正の背景

- ・近年、新築・改築の住宅やビルにおいて、建築材料等から発散する化学物質による室内空気汚染等により、めまい、吐き気、頭痛、眼・鼻・喉の痛み等、居住者の様々な健康に影響が生じてる状態が多く報告され、「シックハウス症候群」等と呼ばれている。－ シックハウス、シックビルディング、シックスクール - 平成8年に国会で取り上げられて以降、社会的に大きな関心が示されるようになった。
- ・13の化学物質による室内濃度に関し厚生労働省により指針値を設定
- ・平成12年度、全国で約4500戸の実態調査の結果約3割近くが指針値0.08ppmを超えた。国交省「健康住宅研究会」「室内空気対策研究会」等により調査、研究を進める。
品確法に基づく内装材、合板のホルムアルデヒド放散量による等級表示。
- ・多くの関係団体、事業者等において健康影響に配慮した基準の作成や相談、啓蒙に努力したが改善の傾向なく、指針値を越えるものが依然として多数存在し、一方国民的関心は急速に高まってきた。この状況を抜本的に改善するため、法改正による規制措置が講じられることになった。

社会資本整備審議会	国会審議	法令施行
平成13年10月 ┆ 平成14年1月 (1/30 大臣に答申)	平成14年3月 ┆ 平成14年7月 (7/12 議会可決公布)	平成14年7月 ┆ 平成15年7月1日 (施行)

【 社会資本整備審議会の答申より 】

- ・最近、住宅等の建築物における化学物質による室内空気汚染問題が顕在化した主な原因は住宅等の気密性の向上や、冷房の普及等ライフスタイル変化に伴って換気量が減少する一方で、化学物質を発生する多様な建築材料や家庭用品等が普及したことにある。
- ・建築基準法に基づく規制は〔必要最少限〕にとどめるべきであり、規制根拠が科学的であることや規制すべき実態が現に存在することが前提となる。これらを踏まえ、規制対象とすべき化学物質の選定の考え方は、次の要件の全てに該当するものとする。
 - a 健康への有害な影響に関する科学的知見に基づき、室内濃度の指針値が設定されていること。
 - b 実際の建築物において室内濃度が指針値を超過し得ることが確認されていること。
 - c 化学物質の発生源と室内濃度との関係について化学的知見が得られていること。
- ・指針値が認定されている13物質のうち、各種の実態調査において、濃度超過が報告されているのはホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、パラジクロロベンゼン、クロルピリホス、テトラデカンの6物質である。その中のホルムアルデヒドは室内空気汚染の典型的な原因物質であり建築材料、家具等の主要な発生源のデータや発生源の状況から室内濃度を予測するための理論について、他の物質に比べ調査研究が進展している。
クロルピリホスについては、発生源は特定の防蟻剤であり、発生剤データや、床下等で発生するクロルピリホスの居室での濃度を予測する理論について、他の物質に比べ調査研究が進展している。

【 国会附帯決議より 】

- ・室内空気汚染による健康影響が生ずると認められる化学物質については、全て規制対象とするよう室内空気中の化学物質の濃度の実態や発生源、発散量等の調査研究を進め、その結果が得られたものから順次規制対象に追加すること。
- ・建築材料及び換気設備の技術的基準については、室内空気中の化学物質の濃度を厚生労働省の指針値以下に抑制するために通常必要な基準を適切に定めるとともに、本法施行後に実態調査を行い必要に応じてその見直しに努めること。

◎ 法改正の背景

シックハウス症候群相談件数
(国民生活センター調べ)

